

原規規発第 24022612 号
令和 6 年 2 月 26 日

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

玄海原子力発電所第 4 号機の一部使用承認について

令和 5 年 7 月 26 日付け原発本第 7 6 号（令和 6 年 1 月 31 日付け原発本第 2 1 6 号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました標記の件については、
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 17 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象施設

使用前確認申請書（令和 5 年 7 月 26 日付け原発本第 7 6 号（令和 6 年 1 月 31 日付け原発本第 2 1 6 号をもって変更の内容を説明する書類の提出））の添付資料 - 4 「使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類」に記載の対象施設。

2. 使用の期間

自：令和 6 年 2 月 29 日
至：本申請に基づく、使用前確認証交付日

3. 使用の方法

玄海原子力発電所第 3 号機を実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に適合させるために、4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した 4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備を本申請に基づく使用前確認証交付日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。